

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービス、その他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務は「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」運用指針(平成8年6月17日事務次官等会議申合せ)記4に定める調達の対象外です。

2019年3月8日

国立大学法人浜松医科大学  
理事 田中宏和

## 1 業務概要

- (1) 業務名 浜松医科大学医学部附属病院医療機能強化棟等設備実施設計業務
- (2) 業務内容 医療機能強化棟(鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階、延床面積約6,501㎡)及び病棟(鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上8階、改修面積約651㎡)の設計業務に伴う電気設備及び機械設備の実施設計業務
- (3) 履行期限 2020年1月31日(ただし、2019年12月27日までに設計積算を完了し、2020年1月31日までに確認済証の交付を受けられるように計画通知手続き業務を行うこと。)
- (4) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な業者を選定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
- (5) 関連書類(設計概要書、特記仕様書、説明書等)は本学ホームページに掲示

## 2 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格  
次に掲げる条件を全て満たしていること。
  - ① 文部科学省における平成31・32年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けていること。
  - ② 経営状況が健全であること。
  - ③ 不正又は不誠実な行為がないこと。
  - ④ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - ⑤ 2008年度以降に、元請として設計完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、延べ面積4,200㎡以上の病院又は研究施設(クリーンルームを含む)に係る新営(改築を含む)又は改修の電気・機械設備の実施設計業務の実績を有すること。
  - ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - ⑦ 主業務が建築設備関係設計・施工管理業務であること。  
(注)1 ①、②及び③の参加資格については、必須の参加資格とすること。  
(注)2 設計共同体によることとした場合は、その旨を明らかにすること。
- (2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
  - ① 担当予定技術者の能力  
資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
  - ② 技術提案書の提出者の能力

技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

- ① 担当予定技術者の能力  
資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- ② 業務の実施方針  
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性、業務に対する取組意欲
- ③ 課題についての提案  
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性
- ④ 技術提案書の提出者の能力  
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

3 手続等

(1) 担当部局

〒431-3192 静岡県浜松市東区半田山一丁目20番1号  
国立大学法人浜松医科大学施設課企画係  
電話 053-435-2138

(2) 説明書の交付期間及び方法

交付期間：2019年3月8日（金）から2019年3月18日（月）まで。

交付方法：浜松医科大学施設課HP（浜松医科大学トップページ>本学の取り組みにご協力いただける方へ>調達情報>入札等のお知らせ>入札公告（施設課役務））により交付する。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記（1）の場所で直接、交付する場合もある。郵送による交付は行わない。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

平成31年3月18日（月）17時00分 （1）に同じ。

持参又は郵送すること。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

平成31年3月26日（火）17時00分 （1）に同じ。

持参又は郵送すること。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 要

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 関連情報を入手する為の照会窓口 記3（1）に同じ。

(8) 記2（1）①に掲げる資格を満たしていない者も記3（3）により参加表明書を提出することができるが、記3（4）の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

(9) 詳細は説明書による。